

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条 の2第1項第2号により随意 契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当することの説明
「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売却、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適当なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別の事情があるとき。	1 契約の概要 配偶者からの暴力被害女性等、困難な問題を抱える女性を保護し、必要に応じ衣食住のサービスを提供すること。 2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明 業務を委託できる者は、国が示す下記の基準を満たす者に限定されている。 【困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 第9条第7項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準】 (厚生労働省告示第109号、令和5年3月29日) 1. 地方公共団体、社会福祉法人、医療法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動促進法第2条第2項の規定に基づき設立された特定非営利活動法人その他の法人又は困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第2条に規定する困難な問題を抱える女性の保護の実施に係る活動実績を三年以上有し、かつ、宿泊を伴う困難な問題を抱える女性の保護の実施に係る活動実績を1年以上有する者であること。 2. 困難な問題を抱える女性の一時保護の用に供する施設として特定した施設（以下「委託一時保護所」という。）が、不特定多数の者に開放されておらず、かつ、委託一時保護所に入所した女性（以下「一時保護対象者」という。）の安全及び衛生の確保並びに一時保護退所者のプライバシーの保護に配慮した設備を有していること。 3. 次に掲げる運営が可能な体制にあること。 イ 宿泊を伴う保護を行うこと。 ロ 一時保護対象者に対して食事（調理のための設備を有する委託一時保護所にあつては、食材を含む。）及び被服を提供すること。 ハ 一時保護対象者の支援の方針について、女性相談支援センターと連携を図ること。 ニ 夜間を含め、速やかに一時保護対象者と連絡を取ること。 4. 事前に都道府県と報告徴収等について定めた委託契約を締結していること。 3 選んだ特定の相手方が契約相手として適当であることの説明